

本会議から付託された議案17件、請願1件を審査するため、平成29年3月13日に総務生活委員会を開催しました。

議案第2号 総社市政策監の設置等に関する条例の一部改正について

～内容～

常勤の特別職である政策監の給与等を定めるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑はなく、反対討論があり、起立採決の結果、起立多数で**原案を可決**すべきであると決定

～討論の内容～

反対討論：政策監を置くことにより秘書室を設置し、多くの職員を置いている。その機構に対して反対であるため議案に反対する。

議案第3号 総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

～内容～

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑はなく、反対討論があり、起立採決の結果、起立多数で**原案を可決**すべきであると決定

～討論の内容～

反対討論：個人番号は、国の施策ではあるが、個人情報の漏えいなどが、問題になっている。対応策が不十分なまま、地方自治体に施策を押し付けることに反対である。

議案第4号 総社市職員給与条例の一部改正について

～内容～

人事院勧告に基づく国の措置に準じた本市職員の扶養手当の改定等を行うため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：扶養親族の子どもに対しては手当が厚くなるが、配偶者や父母は減額される。トータルでどれくらい変わるのか。

答：推計では、増額が180人、変更なしが5人、減額が60人程度である。金額は、トータルで約66万円増額となる。

議案第5号 総社市税条例等の一部改正について

～内容～

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第6号 総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

～内容～

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を引き上げるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第7号 総社市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正について

～内容～

消防長の資格について明確化を図るため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：市長の直近下位の、内部組織の長を補佐する職とはどのような者か。

答：次長職で、給料表の7級の職員である。

議案第 12 号 総社市職員定数条例等の一部改正について

～内容～

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第 14 号 平成 28 年度総社市一般会計補正予算（第 9 号）

～内容～

事業の確定及び確定見込みに伴う補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：工事請負費補正の減額割合が大きい。庁舎改修等の事業で、時間がなく急遽の見積りであったかもしれないが、数字を精査しながら、適切に予算要求、予算編成をしていただきたいがどうか。

答：予算要求時に精査をするのが本来なので、今後も引き続き適切な金額で予算要求をして、財政当局で査定し、予算に反映させていきたい。

問：繰越明許費の総社FM中継局整備事業について、3千万円が繰り越しされる。国の補助金が適用となるとのことだが、具体的にはどうか。また完成見込みはどうか。

答：事業に対して、補助率3分の2の補助が受けられる見込みであり、市の負担はおおむね1千万円で済む。工期は平成30年1月頃の完成を見込んでいる。

同意第1号 政策監の任命に関する同意を求めることについて

～内容～

本市の政策監について、総社市政策監の設置等に関する条例第3条の規定により、市議会の同意を得て任命しようとするもの

～結果～

質疑はなく、反対討論があり、起立採決の結果、起立多数で**同意**すべきであると決定

～討論の内容～

反対討論：政策監設置条例との関連により反対する。

同意第2号 教育長の任命に関する同意を求めることについて

～内容～

本市の教育長について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を得て任命しようとするもの

～結果～

次のような質疑の後、反対討論、賛成討論があり、起立採決の結果、起立多数で**同意**すべきであると決定

～質疑～

問：市民の中で、教育関係者、民間の方で適任者がいると思うが、考えはどうか。

答：市内在住者、教職員の経験を有する人も考えたが、山中氏のこれまでの実績を考えたときに、更に本市の教育行政を進めるうえでは、山中氏が教育長として最適であろうと判断し、同意案件を提出している。

～討論の内容～

反対討論：4年前に総務文教委員会で附帯決議を全会一致で可決し、本会議でも反対なく全会一致であった。これに対する努力の跡が見られない。また、教育関係者にも幾人か声を聞いたが、難儀の声が多かった。教育経験者を同意案件として出す努力が見られないため反対である。

賛成討論：山中教育長が就任してから、色々な備品や施設改修、校舎耐震化を予算とタイミングを合わせて実行している。この手法は優れている。これから進めていく

教育面のハード事業もたくさんある。そういう面で引き続きお願いしたい。

賛成討論：今の教育長の教育現場での実績をみたときに、例えば「だれもが行きたくなる学校づくり」という取組で、不登校の出現率が減少している。また、「だれもが行きたくなる学校づくり」や、英語特区には、注目が集まり、他市の学校現場からたくさんの視察が来ている。そして、学力テストの状況でも平均的な数字が出ている。さらには、市教育委員会の事務に関する点検評価報告書でも、非常に高く評価されている。

同意第3号から第7号まで 固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

～内容～

本市の固定資産評価審査委員会委員について、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を得て選任しようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、いずれも全員一致で**同意**すべきであると決定

同意第8号 教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

～内容～

本市の教育委員会委員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を得て任命しようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**同意**すべきであると決定

意見第1号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて

～内容～

本市推薦の人権擁護委員の任期が平成29年6月30日で満了することに伴い、候補者を推薦するにあたり人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を聞こうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**推薦に同意**すべきであると決定

請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と、条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願

～請願内容～

日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と、条約実現に努力することを求める」意見書採択を求めることを請願するもの

～結果～

「核兵器廃絶は当然に推し進められるべきで、請願の趣旨は理解できるが、廃絶に向けての動きは、国際情勢を考慮しながら慎重に進められるべきものである」との意見があり、起立採決の結果、起立多数により**趣旨採択**とすべきであると決定